

教育委員会

- ⑧学校クラブの指導員の京都府教育委員会の通達
- ⑨文化系クラブに対する外部指導員の拡大の府教委の通達

下記のとおり提出します。

記

1. 令和4年度中学校における部活動指導員配置支援事業に係る事業計画書等の提出について (P2～P41)
2. 令和4年度京都市「部活動サポート」事業(外部指導者)に係る実施意向調査について (P42～P45)

4 教保第 142 号
令和 4 年 2 月 8 日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

令和 4 年度中学校における部活動指導員配置支援事業に係る
事業計画書等の提出について（依頼）

スポーツ庁政策課学校体育室及び文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室から学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定する部活動指導員の配置に係る国庫補助金について、事業計画書等の提出依頼がありました。

つきましては、部活動指導員の配置を計画される場合は、下記により必要書類の提出をお願いします。

なお、本事業についてはこれまで国では文部科学省初等中等教育局財務課が所管していましたが、令和 4 年度から運動部はスポーツ庁政策課学校体育室で、文化部は文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室で所管されることになり、予算が別になるため申請書等もそれぞれで作成、提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

(1) 様式 1 事業計画書

※ 事業計画書の備考欄に記入する積算単価について、条例等に規定がある場合は、当該条例等の抜粋を添付してください。

(2) 様式 2 積算根拠資料

(3) 各自治体の部活動に関するガイドライン等（市町分及び学校分）

2 提出方法

貴市町村を所管区域とする教育局へ電子メール

3 提出期限

令和 4 年 2 月 17 日（木）

4 留意事項

(1) 次の書類を添付していますので、参照をお願いします。

(ア) 地方スポーツ振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱

(イ) 中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領（スポーツ庁）

(ウ) 文化芸術振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱

- (エ) 中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領（文化庁）
- (オ) 中学校における部活動指導員の配置支援事業Q&A（令和4年版）

- (2) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が指導や引率を行う場合、原則、単独で指導や引率を行うようにしてください。担当する部活動においては、顧問を担うことが望ましいです。
- (3) 同一の部活動への部活動指導員の配置は5年以内に限ります。
- (4) 事業計画書においては、報酬・賃金等の1時間当たりの単価は1,600円、1人当たりの年間合計額は616,000円（週11時間×35週＝年間385時間相当）をそれぞれ補助上限とし、1校当たりや自治体ごとの配置校数の上限は設けません。
なお、予算状況により、今後、変更や調整を行う可能性があります。
- (5) 令和2年度から期末手当及び交通費が補助対象になっています。
期末手当については、会計年度任用職員に支給するものに限ります。
交通費については、人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者で該部活動指導員の交通手段が車（他の交通手段がなく、真に車での通勤がやむを得ないもの）の場合に限ります。交通費の金額については各市町での会計基準等に基づいて計上してください。交通費を計上される場合は根拠となる資料を併せて御提出ください。
- (6) 国の実施要領のとおり、本事業の実施に当たっては、配置する学校の設置者が設置する全ての学校において客観的な在校等時間に把握を行うことを前提とされています。
- (7) 「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための計画の策定に向けて設置した検討組織により、引き続き検討し、同計画を策定すること」が補助要件となっています。（詳細は「補習等のための指導員等派遣事業Q&A【1. 補助金の概要】参照）
- (8) 令和4年度の「京都式「部活動サポート」事業費補助金（部活動指導員）交付要綱」及び「京都式「部活動サポート」事業（部活動指導員）実施要領」については、改正後、おってお知らせします。

<担当>

○文化部活動

学校教育課企画振興係（田中）

075-414-5831 y-tanaka21@pref.kyoto.lg.jp

○運動部活動

保健体育課企画調整係（富永）

075-414-5861 a-tominaga60@pref.kyoto.lg.jp

地方スポーツ振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱

令和 4 年 2 月 1 日

スポーツ庁長官決定

（通 則）

第 1 条 中学校における部活動指導員の配置支援事業に係る地方スポーツ振興費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、都道府県又は指定都市が、中学校の運動部活動に部活動指導員の配置（以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって学校教育活動の一層の充実及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助金の額等）

第 3 条 スポーツ庁長官（以下「長官」という。）は、都道府県又は指定都市が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（申請手続）

第 4 条 都道府県又は指定都市は、補助金の交付を受けようとするときは、長官が定める期日までに、別紙様式 1 による補助金交付申請書を長官に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第 5 条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書が都道府県又は指定都市から提出されたときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式 2 による補助金交付決定通知書を都道府県又は指定都市に送付するものとする。

2 長官は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

3 交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が長官に到達してから 30 日とする。

（申請の取下げ）

第 6 条 補助金の交付決定の通知を受けた都道府県又は指定都市（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金

交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 20 日以内に別紙様式 3 による交付申請取り下げ書を長官に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第 7 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式 4 による変更承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更がない場合には、この限りではない。

2 長官は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別紙様式 5 による中止（廃止）承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を記載した事業遅延届を長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 10 条 長官は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行及び支出状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の要求があったときは、速やかに別紙様式 6 による状況報告書を長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別紙様式 7 による実績報告書を長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添えて、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 30 日までに、実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 長官は、前条第 1 項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容

(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式8により補助事業者に通知するものとする。

- 2 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書(別紙様式9)を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 長官は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令若しくはこの要綱又はこれに基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 長官は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業を中止又は廃止した日あるいは完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式10による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助事業)

第17条 都道府県は、第2条の補助事業を間接補助事業として実施する市区町村(指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。)に補助金を交付するときは、第6条から第16条まで(第12条、第13条、第14条第3項及び第4項を除く。)に掲げる条件を付さなければならない。

(電磁的方法による提出)

第18条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省又はスポーツ庁に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第19条 長官は適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第20条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項はスポーツ庁次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

中学校における部活動指導員の配置

補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の設置者が、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置することを目的とする事業で、次に掲げる全ての事項を満たしている事業</p> <p>(1) 実施主体である中学校の設置者が設置する中学校全体で、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（活動時間：週11時間程度（平日2時間、休日3時間）、休養日：週2日以上（平日1日、休日1日以上）、部活動指導員に対する研修など）を遵守していること。</p> <p>(2) 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。</p>	<p>左記の事業に要する経費のうち、次の経費（ただし、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限る。）</p> <p>報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）</p> <p>期末手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）</p> <p>交通費（ただし、人材バンクを立ち上げている又は立ち上げ計画を作成している設置者で、交通手段が車（他の交通手段がなく、真に車での通勤がやむを得ないもの）の場合に限る。）</p> <p>補助金（都道府県が市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）に対して補助するものに限る。）</p>	<p>都道府県が、域内の市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）の実施する補助対象事業に対して補助する場合にあっては、各市区町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。ただし、当該都道府県が補助する額を上限とする。</p> <p>都道府県又は指定都市が補助対象事業を実施する場合にあっては、補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。</p>

中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領

令和4年2月1日 スポーツ庁次長決定

地方スポーツ振興費補助金(中学校における部活動指導員の配置支援事業)交付要綱第20条の規定に基づき、公立の中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)を対象とした運動部活動における部活動指導員の配置支援事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 補助対象事業の内容

中学校において、適切な活動時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めるため、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員(学校教育法施行規則(昭和22年省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員をいう。以下同じ。)を公立の中学校の設置者が配置する取組であり、次に掲げる全ての事項を満たしているもの。

- (1) 実施主体である中学校の設置者が設置する中学校の全ての運動部活動において、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(活動時間:週11時間程度(平日2時間、休日3時間)、休養日:週2日以上(平日1日、休日1日以上)、部活動指導員に対する研修など)を遵守していること。
- (2) 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。

2 実施主体

実施主体は公立中学校の設置者とする。また、市区町村立学校に部活動指導員を配置する場合には、間接補助事業として実施するものとする。

3 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県等は、スポーツ庁が指定する期日までに、事業の概要や積算の根拠となる書類を添え、事業計画書を提出するものとする。

4 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県等は、スポーツ庁が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、実績報告書を提出するものとする。

5 費用

(1) 補助対象経費

国は、上記第2項から第4項の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

- ① 都道府県等が実施する事業
- ② 市区町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費及び事業費の積算方法は、別紙1に定めるものとする。ただし、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限るとともに、会議・研修の出席や地域人材の採用事務に係る経費、原稿執筆に係る謝礼金など、部活動に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。

6 その他留意事項

- (1) 地域人材を任用する場合、義務教育費国庫負担金の対象としている者は本事業の補助対象から除外するので留意すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、その他の補助金との連携を図るなど効率的な運用に努めるとともに、都道府県は市区町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましいこと。
- (3) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が指導を行う場合、原則、単独で指導を行うこと。
- (4) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が引率を行う場合、原則、単独で引率を行うこと。(生徒数や大会日程等の事情により、複数名での引率が必要な場合は、この限りではない。)

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別紙1

中学校における部活動指導員の配置支援事業の補助対象経費の取扱いについて

1. 補助対象経費

本事業の対象経費は、公立の中学校において実施される運動部活動において、当該学校の設置者が部活動指導員を配置するために要する経費のうち次に掲げるものとする。ただし、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限るとともに、会議・研修の出席や採用事務に係る経費など、部活動に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないように留意すること。

また、市区町村(指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。以下同様とする。)が設置する中学校において本事業を実施する場合には、市区町村が実施する事業に要する補助対象経費の一部を都道府県が補助する場合に、当該都道府県に対して市区町村が実施する事業に要する補助対象経費の3分の1以内の額(都道府県が補助する額を上限とする。)を補助するものとし、都道府県又は指定都市が設置する中学校において本事業を実施する場合には、当該都道府県又は指定都市が実施に要する補助対象経費の3分の1以内の額とする。

【補助対象経費】

- ① 報酬(社会保険料(本人負担分に限る。)を含む。)
- ② 期末手当(ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。)
- ③ 交通費(ただし、以下の条件を全て満たす場合に限る。)
 - ※1 人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者
 - ※2 交通手段が車(他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。)
- ④ 補助金(都道府県が市区町村に対して補助するものに限る。)

2. 事業費の積算方法

- (1) 補助対象となる部活動指導員の配置人数、総勤務時間数は、地域や学校の実情に応じて設定すること。
- (2) 上記(1)に係る部活動指導員の勤務や活動に対する報酬の積算に用いる1時間当たりの単価(補助単価)は、1,600円(社会保険料(本人負担分に限る。)を含む。)を補助上限とする。なお、報酬が時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であることを事業申請に際して明示すること。また、補助事業の実施に係る部活動指導員の報酬の算出根拠は、補助事業者又は間接補助事業者が定める会計基準による。
- (3) 期末手当については、各地方公共団体の会計基準等に基づく額を設定しても差し支えないが、期末手当基礎額算出の際の1時間当たりの単価は、1,600円を補助上限に算

出するものとする。

なお、時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であることを事業申請に際して明示すること。

補助対象は、週あたり15時間30分以上の勤務実績がある場合に限るため、これに満たない場合は計上しないこと。

- (4) 交通費は、地域や学校の実情を考慮し補助上限を設けないが、各地方公共団体の会計基準等に基づいて適切に計上すること。

3. その他

本事業の実施にあたっては、

- (1) 別に定める様式により、教員の部活動指導に係る在校等時間を客観的に把握し、削減状況を報告すること。
- (2) 令和3年度に補助の対象となっている実施主体において、令和4年度も引き続き補助対象となる場合には、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための計画（工程表：令和3年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けて設置した検討組織により、引き続き検討し、同計画を策定すること。
- (3) 令和4年度から新たに補助の対象となる実施主体においては、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための計画（工程表：令和4年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けた検討組織を設置し、その後同計画を策定すること。

文化芸術振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱

令和4年2月3日
文化庁長官決定

（通則）

第1条 中学校における部活動指導員の配置支援事業に係る文化芸術振興費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、都道府県又は指定都市が、中学校の文化部活動に部活動指導員の配置（以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって学校教育活動の一層の充実及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助金の額等）

第3条 文化庁長官（以下「長官」という。）は、都道府県又は指定都市が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（申請手続）

第4条 都道府県又は指定都市は、補助金の交付を受けようとするときは、長官が定める期日までに、別紙様式1による補助金交付申請書を長官に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書が都道府県又は指定都市から提出されたときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式2による補助金交付決定通知書を都道府県又は指定都市に送付するものとする。

2 長官は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

3 交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が長官に到着してから30日とする。

（申請の取下げ）

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた都道府県又は指定都市（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金

交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に別紙様式3による交付申請取り下げ書を長官に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式4による変更承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更がない場合には、この限りではない。

2 長官は前項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別紙様式5による中止(廃止)承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を記載した事業遅延届を長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 長官は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行及び支出状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の要求があったときは、速やかに別紙様式6による状況報告書を長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式7による実績報告書を長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添えて、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 長官は、前条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容

(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式8により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 長官は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書(別紙様式9)を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 長官は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令若しくはこの要綱又はこれに基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業を中止又は廃止した日あるいは完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式10による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助事業)

第17条 都道府県は、第2条の補助事業を間接補助事業として実施する市区町村(指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。)に補助金を交付するときは、第6条から第16条まで(第12条、第13条、第14条第3項及び第4項を除く。)に掲げる条件を付さなければならない。

(電磁的方法による通知等)

第18条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省又は文化庁に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第19条 長官は適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第20条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は文化庁次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

中学校における部活動指導員の配置

補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の設置者が、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置することを目的とする事業で、次に掲げる全ての事項を満たしている事業</p> <p>(1) 実施主体である中学校の設置者が設置する中学校全体で、文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（活動時間：週11時間程度（平日2時間、休日3時間）、休養日：週2日以上（平日1日、休日1日以上）部活動指導員に対する研修など）を遵守していること。</p> <p>(2) 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。</p>	<p>左記の事業に要する経費のうち、次の経費（ただし、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限る。）</p> <p>報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）</p> <p>期末手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）</p> <p>交通費（ただし、人材バンクを立ち上げている又は立ち上げ計画を作成している設置者で、交通手段が車（他の交通手段がなく、真に車での通勤がやむを得ないもの）の場合に限る。）</p> <p>補助金（都道府県が市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）に対して補助するものに限る。）</p>	<p>都道府県が、域内の市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）の実施する補助対象事業に対して補助する場合にあっては、各市区町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。ただし、当該都道府県が補助する額を上限とする。</p> <p>都道府県又は指定都市が補助対象事業を実施する場合にあっては、補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。</p>

中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領

令和4年2月3日 文化庁次長決定

文化芸術振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱第20条の規定に基づき、公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）を対象とした文化部活動の指導等のための部活動指導員の配置支援事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 補助対象事業の内容

中学校において、適切な活動時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めるため、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員をいう。以下同じ。）を公立の中学校の設置者が配置する取組であり、次に掲げる全ての事項を満たしているもの。

- (1) 実施主体である中学校の設置者が設置する中学校の全ての文化部活動において、文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（活動時間：週11時間程度（平日2時間、休日3時間）、休養日：週2日以上（平日1日、休日1日以上）、部活動指導員に対する研修など）を遵守していること。
- (2) 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。

2. 実施主体

実施主体は公立中学校の設置者とする。また、市区町村立学校に部活動指導員を配置する場合には、間接補助事業として実施するものとする。

3. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県等は、文化庁が指定する期日までに、事業の概要や積算の根拠となる書類を添え、事業計画書を提出するものとする。

4. 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県等は、文化庁が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、実績報告書を提出するものとする。

5. 費用

(1) 補助対象経費

国は、上記第2項から第4項の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

- ① 都道府県等が実施する事業

② 市区町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費及び事業費の積算方法は、別紙1に定めるものとする。ただし、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限るとともに、会議・研修の出席や地域人材の採用事務に係る経費、原稿執筆に係る謝礼金など、部活動に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。

6 その他留意事項

- (1) 地域人材を任用する場合、義務教育費国庫負担金の対象としている者は本事業の補助対象から除外するので留意すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、その他の補助金との連携を図るなど効率的な運用に努めるとともに、都道府県は市区町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましいこと。
- (3) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が指導を行う場合、原則、単独で指導を行うこと。
- (4) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が引率を行う場合、原則、単独で引率を行うこと。(生徒数や大会日程等の事情により、複数名での引率が必要な場合は、この限りではない。)

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別紙1

中学校における部活動指導員の配置支援事業の補助対象経費の取扱いについて

1. 補助対象経費

本事業の対象経費は、公立の中学校において実施される文化部活動において、当該学校の設置者が部活動指導員を配置するために要する経費のうち次に掲げるものとし、会議・研修の出席や採用事務に係る経費など、部活動に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないように留意すること。

また、市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。以下同様とする。）が設置する中学校において本事業を実施する場合には、市区町村が実施する事業に要する補助対象経費の一部を都道府県が補助する場合に、当該都道府県に対して市区町村が実施する事業に要する補助対象経費の3分の1以内の額（都道府県が補助する額を上限とする。）を補助するものとし、都道府県又は指定都市が設置する中学校において本事業を実施する場合には、当該都道府県又は指定都市が実施に要する補助対象経費の3分の1以内の額とする。

【補助対象経費】

- ① 報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）
- ② 期末手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
- ③ 交通費（ただし、以下の条件を全て満たす場合に限る。）
 - ※1 人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者
 - ※2 交通手段が車（他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。）
- ④ 補助金（都道府県が市区町村に対して補助するものに限る。）

2. 事業費の積算方法

- (1) 補助対象となる部活動指導員の配置人数、総勤務時間数は、地域や学校の実情に応じて設定すること。
- (2) 上記(1)に係る部活動指導員の勤務や活動に対する報酬の積算に用いる1時間当たりの単価（補助単価）は、1,600円（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）を補助上限とする。なお、報酬が時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であることを事業申請に際して明示すること。また、補助事業の実施に係る部活動指導員の報酬の算出根拠は、補助事業者又は間接補助事業者が定める会計基準による。
- (3) 期末手当については、各地方公共団体の会計基準等に基づく額を設定しても差し支

えないが、期末手当基礎額算出の際の1時間当たりの単価は、1,600円を補助上限に算出するものとする。

なお、時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であることを事業申請に際して明示すること。

補助対象は、週あたり15時間30分以上の勤務実績がある場合に限るため、これに満たない場合は計上しないこと。

- (4) 交通費は、地域や学校の実情を考慮し補助上限を設けないが、各地方公共団体の会計基準等に基づいて適切に計上すること。

3. その他

本事業の実施にあたっては、

- (1) 別に定める様式により、教員の部活動指導に係る在校等時間を客観的に把握し、削減状況を報告すること。
- (2) 令和3年度に補助の対象となっている実施主体において、令和4年度も引き続き補助対象となる場合には、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための計画（工程表：令和3年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けて設置した検討組織により、引き続き検討し、同計画を策定すること。
- (3) 令和4年度から新たに補助の対象となる実施主体においては、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための計画（工程表：令和4年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けた検討組織を設置し、その後同計画を策定すること。

中学校における部活動指導員の配置支援事業 Q&A (令和4年度版)

目次

【1. 補助金の概要】

- 問1-1 本事業の予算積算根拠、補助要件、査定時の優先配分等はどのようになって
いるか。(P.7)
- 問1-2 「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を
整える取組を進めるための計画(工程表:令和4年度以降に実施する具体的な
検討の内容やスケジュール等を示したもの)の策定に向けた検討組織を設置
し、その後同計画を策定することを補助要件としている。」とあるが、具体的
にはいつまでに実行しなければならないか。(P.8)
- 問1-3 検討組織では、どのようなことを議論すればよいのか。(P.8)
- 問1-4 検討組織の構成員について、必ず外部の有識者を入れなくてはならないの
か。(P.9)
- 問1-5 「部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在
校等時間の客観的な把握を行うことを前提とすること。」とはどういうことか。
(P.9)
- 問1-6 どのような方法が「在校等時間の客観的な把握」といえるのか。(P.9)
- 問1-7 「在校等時間の客観的な把握」はいつ時点で行われていることを求められる
のか。令和4年4月時点で行われていない場合は、申請をすることが許されな
いのか。(P.9)
- 問1-8 週あたりの勤務時間を6時間としている根拠は何か。(P.9)

【2. 補助対象の範囲等】

- 問2-1 本補助金の項・目は何か。(P.10)
- 問2-2 事業費の負担割合はどうなっているか。(P.10)

- 問 2-3 国の補助額は、市（指定都市を除く。）区町村が実施する補助対象経費の 1/3 か、それとも都道府県の市区町村に対する補助額の 1/3 か。（P. 11）
- 問 2-4 域内の市（指定都市を除く。）区町村が実施する補助対象事業に対して、都道府県が補助事業を実施しない場合は、市区町村が直接補助申請できるか。（P. 11）
- 問 2-5 市（指定都市を除く。）区町村が本事業を実施する場合、市区町村に負担が生じないように、都道府県が補助対象経費の 2/3 を補助することは可能か。（P. 11）
- 問 2-6 市区町村立学校に部活動指導員を配置する場合、都道府県が任用した者を市区町村に派遣し配置することは可能か。（P. 11）
- 問 2-7 本事業の対象となる部活動の種類は何か。（P. 11）
- 問 2-8 補助対象経費はどうなっているか。（P. 12）
- 問 2-9 交通費とはどのようなものを想定しているか。（P. 12）
- 問 2-10 人材バンクとは、どのようなものを想定しているのか。（P. 12）
- 問 2-11 人材バンクは各自治体単位で立ち上げなければならないのか。（P. 12）
- 問 2-12 人材バンクはいつまでに立ち上げなければならないのか。（P. 12）
- 問 2-13 「真に車での通勤がやむを得ない場合」の判断基準はあるのか。（P. 12）
- 問 2-14 間接補助について、市区町村への補助金の内容として消耗品費を含む場合も国庫補助対象となるのか。（P. 13）
- 問 2-15 補助対象経費は、所得税等の控除前の額か、控除後の額か。（P. 13）
- 問 2-16 部活動指導員の有給休暇について、補助の対象となるか。（P. 13）
- 問 2-17 期末手当の支給補助対象となるのは、どのような任用の者か。（P. 13）
- 問 2-18 期末手当の算定はどうなっているのか。（P. 13）

- 問 2-19 地域手当は措置されるのか。(P.13)
- 問 2-20 非常勤講師やスクール・サポート・スタッフ等のパートタイムの会計年度任用職員として任用している者を部活動指導員と兼務することは可能か。(P.13)
- 問 2-21 会計年度任用職員の兼職により法定労働時間を超えて公務に従事させる場合に支給する「時間外勤務手当に相当する報酬」は、補助の対象となるのか。(P.14)
- 問 2-22 自治体の負担分については、地方財政措置があるか。(P.14)
- 問 2-23 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用することは可能か。(P.14)
- 問 2-24 部活動指導員ではなく、従来型の外部指導者を配置するための費用は本事業の対象となるか。(P.14)
- 問 2-25 教員が顧問として常時指導を行う傍らで、技術的な指導のみを行う部活動指導員を配置するための費用は本事業の対象となるか。(P.15)
- 問 2-26 たとえばアスレチックトレーナーなど、複数の部活動に関わり、部活動の質の向上に資する部活動指導員を配置した場合、本事業の対象となるか。(P.15)
- 問 2-27 これまでは、火曜日と日曜日を休養日としていたが、部活動指導員を新たに任用することで、日曜日を活動日とし、その日曜日を部活動指導員が単独で指導することとした場合、本事業の対象となるか。(P.15)
- 問 2-28 部活動指導員の研修のために必要な経費(研修会開催に係る経費、資格取得のための外部講習会への参加費やそれにかかる交通費等)は本事業の対象となるか。(P.15)
- 問 2-29 部活動指導員を任用する際に、その募集・採用に必要な費用は本事業の対象となるか。(P.16)
- 問 2-30 中等教育学校や特別支援学校で、中学校段階と高等学校段階の生徒の両者が在籍する部活動に部活動指導員を活用する場合、本事業の対象となるか。(P.16)

- 問 2-31 部活動指導員が複数の学校を掛け持ちする場合は、本事業の対象となるか。
(P. 16)
- 問 2-32 1校あたりの人数や県内での人数の上限はあるか。(P. 16)
- 問 2-33 1人当たりの報酬等(社会保険料(本人負担分に限る。))を含む。)の上限は、いくらか。(P. 16)
- 問 2-34 民間業者等の第三者へ委託してよいか。(P. 17)
- 問 2-35 事業申請や実績報告時には、どのような資料を準備する必要があるのか。
(P. 17)
- 問 2-36 各自治体において部活動の在り方に関する方針等が作成されていない場合にも、「部活動ガイドライン」を遵守していることが明らかであれば補助対象となるか。(P. 17)
- 問 2-37 令和5年度以降の事業の在り方はどうなっていくか。(P. 18)
- 問 2-38 週休日の部活動に部活動指導員を活用することは可能か。(P. 18)
- 問 2-39 「部活動ガイドライン」では、都道府県が「部活動ガイドライン」に則って「運動部活動の在り方に係る方針」を策定し、市区町村教育委員会は、都道府県の方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定し、学校長は市区町村教育委員会の方針に則り毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表することされている。仮に、国が示した「部活動ガイドライン」と市区町村教育委員会が策定した方針で1日の部活動の時間の上限が異なる場合には、校長は、市区町村教育委員会が策定した方針に従っていれば補助対象となるのか。(P. 18)
- 問 2-40 平日の生徒の部活動の活動時間は1日2時間であるが、部活動指導員が行う事前準備や部活動報告書の作成や後片付けの時間を含めると、部活動指導員の勤務時間が3時間となる場合は、本事業の対象となるか。また、対象となる場合は、部活動指導員の勤務時間の3時間分が補助対象となるか。(P. 18)
- 問 2-41 週休日の部活動の指導時間が3時間を越えた場合は補助対象となるか
(P. 19)

問2-42 週休日に大会に参加する場合、1日の活動時間が3時間を超えることが予想されるが、この場合は補助対象となるか。(P.19)

問2-43 週休日に他校と練習試合を行うために、部活動指導員が学校外の会場に生徒を引率する場合、移動時間を含めた集合から解散予定の時間が3時間を超える場合であっても補助対象となるか。(P.19)

問2-44 学校外の会場で行われる練習試合に参加する際、生徒は学校から会場まで公共交通機関等を利用し移動するが、部活動指導員は練習試合に必要な道具を持って自家用車で学校から会場まで移動する場合、その移動の時間も補助対象となるか。また、部活動指導員が自宅から直接会場に行く場合はどうか。(P.19)

問2-45 非常勤講師として任用している者を部活動指導員として任用することは可能か。(P.19)

問2-46 スポーツ庁・文化庁が実施する地域部活動推進事業の休日の部活動の段階的な地域移行において拠点校(地域)に選ばれた場合、本事業の対象となるか。(P.19)

【3. 申請手続き等について】

問3-1 収支予算書の記載について、記入する範囲は補助対象となる報酬等に限定し抜粋する必要があるか。一つの事業で予算上の事項が複数に分かれている場合の記載方法はどのようにすべきか。(P.20)

問3-2 実施要領の「4 実績報告書の提出」に規定がある証拠書類に、既定の様式はあるのか。(P.20)

【4. 補助金の交付について】

問4-1 「中学校における部活動指導員の配置」について、査定状況はどのようになっているか。(令和3年度の状況)(P.20)

問4-2 補助金の交付時期はいつ頃か。(P.20)

問4-3 内示日以降に実施する事業に係る経費が補助対象となるものと考えて良いか。(P.20)

【5. その他】

- 問5-1 事業計画書に成果目標・成果実績欄があるが、記載する際に留意すべき事項はあるか。(P.21)
- 問5-2 実施要領の「他の補助金との連携を図るなど、効率的な運用に努める」の趣旨如何。(P.21)
- 問5-3 運動部活動と文化部活動の間で、部活動指導員の配置換えは可能か。(P.21)

【1. 補助金の概要】

問1-1 本事業の予算積算根拠、補助要件、査定時の優先配分等はどうになっているか。

答 本事業の予算積算にあたっては、地域におけるスポーツ・文化環境の整備・充実に向けて、先導的な取組により、生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境の構築及び顧問の教員の負担軽減に取り組んでいる学校に1あたり3名程度の配置をすること想定している。具体的には、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「部活動ガイドライン」という。）に記載のある活動時間（週11時間程度（平日2時間、休日3時間））や休養日（週2日以上（平日1日、休日1日以上））、部活動指導員に対する研修などの事項を遵守し、部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、令和4年度予算案において3,750校に11,250人（運動部：9,650人、文化部：1,600人）の配置を想定している。配置される部活動指導員については、年間35週、週6時間勤務、1時間あたりの報酬等単価を1,600円で積算している。

また、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための計画（工程表：令和4年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けて設置した検討組織により、引き続き検討し、同計画を策定すること」を補助要件としている。

（補助要件とした趣旨）

少子化の急速な進展により学校単位での活動を維持し、子供たちのスポーツ・文化活動に親しむ機会を今後も確保していくことが困難であること。また、部活動指導に携わる教員の多くが競技経験を有しておらず、長時間勤務の要因ともなっていること。これらを踏まえ、子供たちにとって望ましいスポーツ・文化環境の構築と顧問の教員の負担軽減の両面から、部活動ガイドラインの遵守や部活動指導員等の外部人材の参画に加え、部活動を地域のスポーツ・文化活動に移行する取組を実施することが重要である。本事業の活用により、部活動改革を一層推進する観点から、上記の取組を進めるための計画（工程表：令和4年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けた検討組織を設置し、その後同計画を策定することを補助要件としたところである。

なお、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置は、最長5年間とする。

また、「中学校における部活動指導員の配置支援事業」の査定時においては、①国のガイドラインを遵守した上で、学校外での子供の学びの充実等の観点か

ら、これを上回る休養日や活動時間の削減等を設定していることや、②「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果を勘案し、都道府県（域内の市区町村（指定都市を除く）を含む）・指定都市毎の取組状況に応じて優先的に配分する。具体的には、補助金の予算案の額（13億円（スポーツ庁：10.8億円、文化庁：1.8億円）を上回る申請がなされた場合に、上記の取組を実施している学校設置者に一定割合を優先的に配分する予定。

問1-2 「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進めるための計画（工程表：令和4年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けた検討組織を設置し、その後同計画を策定することを補助要件としている。」とあるが、具体的にはいつまでに実行しなければならないか。

答 検討組織の設置は、補助金交付の初年度以内の設置が必要。同計画（工程表）の策定は、補助金交付の初年度以内の策定を必須とはしていない。また、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制を整える取組には、部活動数の適正化（複数の学校による合同部活動の実施や学校規模の縮小等に伴う部活動数の減等の取組）等も含む。

<検討イメージ>

年度	取組内容
令和元年度	・中学生のスポーツ・文化活動等に係る検討組織を設置。学校外の活動主体や運営方法等の在り方について検討開始
令和2年度	・外部人材の配置が進む学校や部活動等の実態調査を実施 ・地域団体等と連携し、部活動指導員等の外部人材の配置を推進
令和3年度 ～4年度	・地域主体の活動等について目標を設定した上で、地域団体等との連携・分担が可能な学校や部活動等から、地域のスポーツ・文化活動への段階的な移行を実施
令和5年度	・地域や学校の実情に応じて、地域主体の活動等を本格実施

※上記のほか、複数の学校による合同部活動の実施や学校規模の縮小等に伴う部活動数の減等のための取組も想定

問1-3 検討組織では、どのようなことを議論すればよいのか。

答 検討組織では、部活動の段階的な地域移行に資するよう、指導者の確保方策や受け皿の整備等について検討していただきたい。

問1-4 検討組織の構成員について、必ず外部の有識者を入れなくてはならないのか。

答 地域の実情に応じて、自治体においてご判断の上選出していただきたい。
(参考例) 教育委員会関係者、学校関係者、PTA代表者、体育・文化連盟関係者、体育協会関係者、社会体育関係者、スポーツ・文化団体関係者、民間企業関係者、医師会関係者、大学有識者、顧問弁護士、市議会議員 など

問1-5 「部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提とすること。」とはどういうことか。

答 労働安全衛生法（以下、安衛法）第66条の8の3において、「労働時間の状況」は把握しなければならないとされており、一部を除いて公立学校の教師を含む地方公務員にも適用され、公立学校の教師も、安衛法上の「労働者」に含まれる。このため、公立学校の教師の在校等時間のうち、安衛法上の「労働時間の状況」に当たる部分の把握に当たっては、安衛法体系上求められている要件を満たす必要があることから前提としている。

問1-6 どのような方法が「在校等時間の客観的な把握」といえるのか。

答 安衛法に基づく労働時間の状況の把握は、原則としてタイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければならないこととされている。細かい部分については、人事委員会や労働基準監督署に確認していただきたい。

問1-7 「在校等時間の客観的な把握」はいつ時点で行われていることを求められるのか。令和4年4月時点で行われていない場合は、申請をすることが許されないのか。

答 令和4年4月1日時点において「在校等時間の客観的な把握」のためのシステム等が導入されていることが望ましいが、令和4年度中に「在校等時間の客観的な把握」のためのシステム等の導入や、導入する計画を策定していることが必要。

問1-8 週あたりの勤務時間を6時間としている根拠は何か。

答 本事業の実施にあたっては、部活動ガイドラインを遵守することを要件としており、部活動の適正化を進める自治体を対象に補助することとしている。このため、平日2時間、週3日、年間35週分を計上している。

【2. 補助対象の範囲等】

問2-1 本補助金の項・目は何か。

答 スポーツ庁

項：スポーツ振興費

目：地方スポーツ振興費補助金

大事項：スポーツ参画人口の拡大に必要な経費

文化庁

項：文化振興費

目：文化芸術振興費補助金

大事項：芸術文化等の振興に必要な経費

問2-2 事業費の負担割合はどうなっているか。

答 本事業は、公立中学校の設置者を事業の実施主体として、設置者と都道府県と国がそれぞれ1/3ずつ負担する仕組みとしている。（中学校の設置者が指定都市又は都道府県の場合は、国が1/3、指定都市又は都道府県が2/3となる。）

なお、市（指定都市を除く。）区町村が本事業を実施する場合は、間接補助事業として実施することとなるため、補助金の申請は、都道府県が行うこととなり、都道府県が市（指定都市を除く。）区町村が実施する事業に対して、当該事業に要する経費の2/3を補助する場合に、国は都道府県に対して当該事業に要する経費の1/3を補助する仕組みとしており、国、都道府県、市（指定都市を除く。）が1/3ずつ負担することとなる。

【参考】国・都道府県・市区町村の負担割合を1/3ずつとしているのは、公立学校の部活動における三者の役割分担について、例えば次のような役割と考えていることによる。

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁の役割】

・部活動の在り方に関するガイドラインの策定とそのフォローアップ

【都道府県の役割】

・国のガイドラインに則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組に関する「部活動の在り方に関する方針」を策定する。

・学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

【学校設置者の役割】

・国のガイドラインに則り、都道府県の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

・部活動指導員を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

問2-3 国の補助額は、市（指定都市を除く。）区町村が実施する補助対象経費の1/3か、それとも都道府県の市区町村に対する補助額の1/3か。

答 市区町村ごとの補助対象経費の1/3の合計が、都道府県の国庫補助希望額となる。

問2-4 域内の市（指定都市を除く。）区町村が実施する補助対象事業に対して、都道府県が補助事業を実施しない場合は、市区町村が直接補助申請できるか。

答 本事業は、中学校の設置者であり、教員の勤務管理を行う市区町村と、部活動指導手当を負担している都道府県と国の三者が協力して実施することを前提とし、都道府県に対して国が補助金を交付する仕組みとしている。このため、都道府県が域内の市区町村に対して補助事業を実施しない場合には、市区町村は直接補助金を申請することはできない。

都道府県においては、市区町村が本事業を実施することにより、教員の部活動に係る時間が軽減され学校の働き方改革につながるとともに、都道府県が負担している部活動指導手当の支給額の減少が想定されるため、域内の市区町村と十分連携し、是非本事業を活用していただきたい。【問2-2参照】

問2-5 市（指定都市を除く。）区町村が本事業を実施する場合、市区町村に負担が生じないよう、都道府県が補助対象経費の2/3を補助することは可能か。

答 本事業は、学校の設置者が1/3、都道府県が1/3、国が1/3を負担する仕組みとしており、都道府県が補助対象経費の2/3を負担することはできない。本事業は、中学校の設置者であり、教員の勤務管理を行う市区町村と、部活動指導手当を負担している都道府県と国の三者が協力して実施するものである。

問2-6 市区町村立学校に部活動指導員を配置する場合、都道府県が任用した者を市区町村に派遣し配置することは可能か。

答 本事業は市区町村が「部活動ガイドライン」を遵守し、部活動の適正化や教員の負担軽減に取り組むとともに、事業の実施主体として部活動指導員を任用する必要がある。そのため、都道府県が任用した者を市区町村に派遣し配置する場合には、本事業の対象とならない。

問2-7 本事業の対象となる部活動の種類は何か。

答 本事業は、公立の中学校において、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育活動（学校の教育課程としておこなわれるものを除く。）として行われる部活動を対象としている。

なお、スポーツ庁の補助対象となる部活動は運動部活動、文化庁の補助対象となる部活動は文化系や科学系の文化部活動である。

問2-8 補助対象経費はどうか。

答 本事業の補助対象経費は、報酬(社会保険料(本人負担分に限る。))を含む。)、期末手当(ただし、会計年任用職員に支給するものに限る。)、交通費(ただし、次の条件を満たす場合に限る。①人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者。②交通手段が車(他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車で通勤がやむを得ない場合に限る。))、補助金(都道府県が市区町村に対して補助するものに限る。)としている。

問2-9 交通費とはどのようなものを想定しているか。

答 交通費とは、通勤手当相当のものであり、大会の引率等に係る出張旅費等については対象外。なお、前述のとおり、交通費を補助対象とするには下記の条件を満たすことが必要である。

※1 人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者

※2 交通手段が車(他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車で通勤がやむを得ない場合に限る。)

問2-10 人材バンクとは、どのようなものを想定しているのか。

答 部活動指導員になりうる人材の発掘、研修、マッチングまでを、組織的に引き、継続的・安定的に部活動指導員の任用を行うことができる仕組みを想定しているが、「人材バンク」という形態をとっていなくても、自治体で人員を募集することや自治体側から学校へ提供できるリストを作成するなど、学校と協力しつつ人材確保に資する取組でも構わない。

問2-11 人材バンクは各自治体単位で立ち上げなければならないのか。

答 市区町村でそれぞれ立ち上げることが困難な場合は、都道府県が主体となり、そこに市区町村が参画するという形態も考えられる。

問2-12 人材バンクはいつまでに立ち上げなければならないのか。

答 交通費の補助要件として、「人材バンクの立ち上げ、または人材バンクの立ち上げ計画を作成している」としており、当該年度中に立ち上げる必要がある。

問2-13 「真に車で通勤がやむを得ない場合」の判断基準はあるのか。

答 身近な地域での人材確保が困難であり、広域での人材の発掘等を行わざるを得ない状況における人材確保を支援する手立てとして交通費を予算措置しているため、「真に車で通勤がやむを得ない場合」という条件を加えたものである。

各自治体によって、交通事情等はさまざまであることが予想されるため、具体には上記の趣旨を踏まえ、各自治体において、適切に御判断いただきたい。

問 2-14 間接補助について、市区町村への補助金の内容として消耗品費を含む場合も国庫補助対象となるのか。

答 市区町村への補助金についても、補助対象としている報酬等に係る経費が対象であり、それ以外の消耗品費等は補助対象外である。

問 2-15 補助対象経費は、所得税等の控除前の額か、控除後の額か。

答 控除前の額。

問 2-16 部活動指導員の有給休暇について、補助の対象となるか。

答 本事業は、部活動指導員等の配置等を目的とし、人の任用が前提となる性質のものであるため、自治体の規定等に基づき適切に付与された休暇については補助目的と一体不可分と言えることなどを踏まえ、部活動指導員の休暇取得分は補助の対象とする。

問 2-17 期末手当の支給補助対象となるのは、どのような任用の者か。

答 週あたり 15 時間 30 分以上の勤務が見込まれる者。

問 2-18 期末手当の算定はどうか。

答 ①期末手当基礎額×②期末別支給割合×③在職期間別割合
※①期末手当基礎額の算定の報酬単価は、それぞれの補助上限以下の単価で算出したものが補助対象となる。②期末別支給割合については、各自治体の会計基準等に基づく割合を用いる。
(参照)「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第 2 版 (H30.10.18 付け 総務省作成)」の Q&A 問 14

問 2-19 地域手当は措置されるのか。

答 別途措置はない。報酬水準に加味する場合は、各報酬単価の補助上限の範囲内であれば、補助の対象となる。

問 2-20 非常勤講師やスクール・サポート・スタッフ等のパートタイムの会計年度任用職員として任用している者を部活動指導員と兼務することは可能か。

答 パートタイムの会計年度任用職員として任用されている非常勤講師やスクール・サポート・スタッフに、パートタイムの会計年度任用の職として設置される部活指導員を兼ねさせることは可能である。

ただし、地方公務員法第 24 条第 3 項に規定する重複給与支給禁止規定に抵

触しないよう、双方の職の勤務時間が重ならないように適切に任用するとともに、同一任命権者の下に置かれる職を兼ねた場合、双方の勤務時間の合計が常勤職員以下であればパートタイム会計年度任用職員、常勤職員と同一であればフルタイム会計年度任用職員としての任用となる点に留意する必要がある。

また、民間企業に従事する者を部活動指導員として任用する場合についても、同様に、パートタイムの会計年度任用職員として任用することが想定される。

なお、既に他の事業主（他の任命権者を含む。）に雇用されている者を会計年度任用職員に任用しようとする際、当該事業場における所定労働時間を把握し、法定労働時間を超えて公務に従事させる場合には、適切に時間外勤務手当に相当する報酬を支給する必要があること等に留意いただきたい。「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版（H30.10.18 付け 総務省作成）」のQ&A 問17-5も併せて参照されたい。

また、いずれの場合も、職務専念義務や守秘義務、信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されることに留意願いたい。上記マニュアルQ&A問7-1も併せて参照されたい。

問2-21 会計年度任用職員の兼職により法定労働時間を超えて公務に従事させる場合に支給する「時間外勤務手当に相当する報酬」は、補助の対象となるのか。

答 報酬として支給することは可能であるが、報酬単価の補助上限を超えるものについては、補助対象外であるため、各自治体でご負担いただきたい。

（例）民間企業（所定労働時間 40 時間）との兼職

報酬単価 1,400 円

時間外勤務手当に相当する報酬 $1,400 \text{ 円} \times 25/100 = 350 \text{ 円}$

1 時間当たり $1,400 \text{ 円} + 350 \text{ 円} = 1,750 \text{ 円}$

自治体負担 $1,750 - 1,600 = 150 \text{ 円}$

問2-22 自治体の負担分については、地方財政措置があるか。

答 自治体負担分については、昨年度に引き続き地方財政措置がなされる。

問2-23 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用することは可能か。

答 地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能。詳細は、下記サイトをご参照ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

問2-24 部活動指導員ではなく、従来型の外部指導者を配置するための費用は本事業の対象となるか。

答 本事業は、地域におけるスポーツ・文化環境の整備・充実に向けて、生徒に

とって望ましいスポーツ・文化環境の構築及び顧問の教員の負担軽減を図る観点から支援を行うものであり、学校教育法施行規則第 78 条の 2 の規定に該当する部活動指導員の配置支援を目的としていることから、これに該当しない者は対象外である。

問 2-25 教員が顧問として常時指導を行う傍らで、技術的な指導のみを行う部活動指導員を配置するための費用は本事業の対象となるか。

答 本事業の実施に当たっては、部活動指導員は、原則として単独で指導を行うこととしている。このため、やむを得ない場合を除き、顧問の教員と部活動指導員と一緒に指導することは想定していない。よって、顧問の教員の部活動指導に係る時間が軽減されることが明らかでない場合には、当該部活動指導員の配置費用は本事業の対象外となる。

問 2-26 たとえばアスレチックトレーナーなど、複数の部活動に関わり、部活動の質の向上に資する部活動指導員を配置した場合、本事業の対象となるか。

答 本事業の実施に当たっては、部活動指導員は、原則として単独で指導を行うこととしている。このため、やむを得ない場合を除き、顧問の教員と部活動指導員と一緒に指導することは想定していない。よって、部活動指導員が複数の部活動の指導を行うことは可能であるが、顧問の教員の部活動指導に係る時間が軽減されることが明らかでない場合は、当該部活動指導員の配置費用は本事業の対象外になる。

問 2-27 これまでは、火曜日と日曜日を休養日としていたが、部活動指導員を新たに任用することで、日曜日を活動日とし、その日曜日を部活動指導員が単独で指導することとした場合、本事業の対象となるか。

答 部活動指導員を新たに任用した場合においても、部活動ガイドラインの遵守及び顧問の教員の部活動に係る時間の軽減が図られない場合は、対象外である。

問 2-28 部活動指導員の研修のために必要な経費（研修会開催に係る経費、資格取得のための外部講習会への参加費やそれにかかる交通費等）は本事業の対象となるか。

答 本事業の補助対象経費は、部活動指導員の報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）、期末手当（ただし、会計年任用職員に支給するものに限る。）、交通費（ただし、次の条件を満たす場合に限る。①人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者。②交通手段が車（他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。）、補助金（都道府県が市区町村に対して補助する

ものに限る。)としており、専ら研修会開催に係る経費、資格取得のための外部講習会への参加費やそれにかかる交通費等は対象外である。

問2-29 部活動指導員を任用する際に、その募集・採用に必要な費用は本事業の対象となるか。

答 本事業の補助対象経費は、部活動指導員に支給される報酬(社会保険料(本人負担分に限る。))を含む。)、期末手当(ただし、会計年任用職員に支給するものに限る。)、交通費(ただし、次の条件を満たす場合に限る。①人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者。②交通手段が車(他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。))、補助金(都道府県が市区町村に対して補助するものに限る。)としており、部活動指導員の募集・採用にかかる経費については対象外である。

問2-30 中等教育学校や特別支援学校で、中学校段階と高等学校段階の生徒の両者が在籍する部活動に部活動指導員を活用する場合、本事業の対象となるか。

答 本事業は、中学校段階の部活動指導のために任用される部活動指導員を対象としている。中等教育学校や特別支援学校において、中学校段階と高等学校段階の生徒が一つの部で活動している場合にあつては、中学校段階の生徒が半数以上を占める場合には補助対象とすることができる。一方、高等学校段階の生徒が半数以上を占める場合や、高等学校段階の大会引率にかかる経費については対象外である。各学校・自治体においては、当該部活動の生徒数や、指導の内容が主として中学校段階の生徒へのものであることなどについて整理しておく必要がある。

問2-31 部活動指導員が複数の学校を掛け持ちする場合は、本事業の対象となるか。

答 部活動指導員が複数の学校を掛け持ちする場合であっても、顧問の教員の部活動に係る時間が軽減されることが明らかである場合には、本事業の対象となる。

問2-32 1校あたりの人数や県内での人数の上限はあるか。

答 本事業は、各自治体からの申請を踏まえて交付決定を行うため、1校当たりの配置人数や自治体ごとの上限は設けていない。(ただし、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置は、最長5年間とする。)

問2-33 1人当たりの報酬等(社会保険料(本人負担分に限る。))を含む。)の上限は、いくらか。

答 部活動指導員に対する報酬等の額は、各自治体の会計基準等に基づく単価を

設定して差し支えないが、補助金の申請に当たっては、1時間当たりの単価は1,600円を補助上限とする。また、報酬等の基準が時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であること。

問2-34 民間業者等の第三者へ委託してよいか。

答 本事業は、学校教育法施行規則第78条の2の規定に該当する部活動指導員を任用する場合を対象としているため、委託費は対象費目としていない。このため、部活動指導に係る業務を民間業者等第三者に委託したり、請負契約を結んだりする場合には、学校教育法施行規則第78条の2の部活動指導員としての任用には該当しないため、対象外とする。

問2-35 事業申請や実績報告時には、どのような資料を準備する必要があるのか。

答 補助金の申請や実績報告時において必要な書類については、補助金交付要綱を参照されたい。なお、各自治体においては、事業の実績が説明できるよう関係資料を適切に整備されたい。

(整備いただきたい資料の例)

- ・各自治体の部活動に関するガイドライン等(都道府県、市区町村、学校分)
※学校分を除き要提出
- ・部活動指導員の任命に関する資料(規則、発令等)
- ・担当部活動が明示されている校務分掌表
- ・部活動指導に従事した日時がわかる勤務実績簿(実績報告の根拠資料:5年保存)
- ・部活動指導手当支給簿(実績報告の根拠資料:5年保存)
- ・教員の部活動指導に係る在校等時間等の実績報告
※報告様式等は別途送付

問2-36 各自治体において部活動の在り方に関する方針等が作成されていない場合にも、「部活動ガイドライン」を遵守していることが明らかであれば補助対象となるか。

答 部活動ガイドラインを遵守していることが明らかであることが支給要件となる。このため、原則、設置する学校に係る部活動のガイドラインを策定した上で申請すること。

なお、市区町村において、設置する学校に係る部活動の方針が作成されていない場合でも、部活動ガイドラインのうち、「適切な休養日等の設定」として記載されている1日の活動時間や休養日の設定に関する事項を遵守することが通知等により示されているのであれば「ガイドラインを遵守すること」という支給要件を満たしているものとして取り扱う。その際、補助金の交付を受けた市区町村(学校設置者)は、当該年度の翌年度末までに設置する学校に係る

部活動の方針を作成して提出する必要がある。

問2-37 令和5年度以降の事業の在り方はどうなっていくか。

答 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（令和2年9月）」において、令和5年度以降の休日部活動の段階的な地域移行の実施が示されるとともに、現在「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において、有識者等による議論が行われているところである。今後の本事業の在り方については、今後の補助金の執行状況や上記の検討会議の提言等を踏まえながら、検討していく。

問2-38 週休日の部活動に部活動指導員を活用することは可能か。

答 予算積算上は平日のみとしているが、「部活動ガイドライン」を遵守していることを前提に、平日で2時間×4日、週休日で3時間×1日の合計週あたり11時間の範囲内で週休日の部活動に部活動指導員を活用することは可能である。

問2-39 「部活動ガイドライン」では、都道府県が「部活動ガイドライン」に則って「運動部活動の在り方に係る方針」を策定し、市区町村教育委員会は、都道府県の方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定し、学校長は市区町村教育委員会の方針に則り毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表することされている。仮に、国が示した「部活動ガイドライン」と市区町村教育委員会が策定した方針で1日の部活動の時間の上限が異なる場合には、校長は、市区町村教育委員会が策定した方針に従っていれば補助対象となるのか。

答 「部活動ガイドライン」で示されている活動時間（週11時間（平日2時間、休日3時間）や休養日（週2日以上（平日1日、休日1日以上）、部活動指導員に対する研修などの事項を遵守している場合に、本事業の補助対象となる。あわせて、本補助金の交付要綱においては、部活動指導員を活用している中学校全体で「部活動ガイドライン」を遵守することを支給要件としている。

問2-40 平日の生徒の部活動の活動時間は1日2時間であるが、部活動指導員が行う事前準備や部活動報告書の作成や後片付けの時間を含めると、部活動指導員の勤務時間が3時間となる場合は、本事業の対象となるか。また、対象となる場合は、部活動指導員の勤務時間の3時間分が補助対象となるか。

答 部活動指導員が行う当日準備や部活動報告書の作成や後片付けなど、直接生徒に対する指導を行っていない部活動指導員の勤務時間についても、当該学校における部活動が「部活動ガイドライン」を遵守しているのであれば、補助対象の時間として差し支えない。

・文化庁の事業を活用する)が、学校部活動として行われる活動に部活動指導員を配置する場合は、本事業の対象となる。なお、同一人物が平日の学校部活動、休日の地域スポーツ・文化活動(スポーツ庁・文化庁の実践研究)の両方に関わる場合においても、平日の学校部活動に係る人件費等は補助対象となるが、それぞれの事業の費用について重複することがないように注意すること。

【3. 申請手続き等について】

問3-1 収支予算書の記載について、記入する範囲は補助対象となる報酬等に限定し抜粋する必要があるか。一つの事業で予算上の事項が複数に分かれている場合の記載方法はどのようにすべきか。

答 記載は節までとしており、各自治体の予算書の内容をそのまま抜粋いただき、備考欄に適宜補足いただきたい。また、節が複数に分かれている場合も当該事業にかかる部分を全て記載いただき、備考欄に適宜補足いただきたい。

問3-2 実施要領の「4 実績報告書の提出」に規定がある証拠書類に、既定の様式はあるのか。

答 様式は自由であるが、具体的な支出実績を証明できる資料を提出いただきたい。個人ごとの明細や出勤簿などの提出は不要であるが、各自治体においては必要に応じ説明できるように適切に整理・保存しておくこと。なお、証拠書類(5年保存)における個人名等は、通し番号などに置き換えても構わない。

【4. 補助金の交付について】

問4-1 「中学校における部活動指導員の配置」について、査定状況はどのようになっているか。(令和3年度の状況)

答 「中学校における部活動指導員の配置」については、都道府県・指定都市教育委員会の申請どおり配分している。

問4-2 補助金の交付時期はいつ頃か。

答 未定(概算払を予定)

問4-3 内示日以降に実施する事業に係る経費が補助対象となるものと考えて良いか。

答 令和4年度に関しては、令和4年4月1日以降に実施される事業で、交付要件を満たしている場合に補助対象となる。

【5. その他】

問5-1 事業計画書に成果目標・成果実績欄があるが、記載する際に留意すべき事項はあるか。

答 平成28年(2016年度)度行政事業レビューにおける指摘を踏まえ、PDC Aサイクルを確立する観点から、事業ごとに、可能な限り定量的な成果目標、成果指標を設定していただきたい。

(参考)補習等のための指導員等派遣事業の成果目標・成果指標の例

【例1】

事業内容:少人数学級編制等推進事業

成果目標:子供にとって「わかる授業」により、学力の向上を目指す

成果指標:配置校において、県が実施する標準学力調査の得点の伸びが未配置校の伸びを上回る

※当該事業を活用した教科・学年と学力調査の対象教科、学年との整合性を確保する必要がある。また、伸びの要因には、当該事業以外の様々なものが含まれる点にも注意が必要

【例2】

事業内容:児童生徒支援体制強化事業

成果目標:いじめの早期発見・対応

成果指標:配置校(かつ前年度未配置)において、いじめの認知件数に占めるいじめの解決しているものの割合の上昇

問5-2 実施要領の「他の補助金との連携を図るなど、効率的な運用に努める」の趣旨如何。

答 平成28年度行政事業レビューにおける指摘を踏まえ、中学校における部活動指導員の配置支援事業と他事業(補習等のための指導員等派遣事業、放課後子供教室、地域未来塾、理科実験アシスタントなど)間で、人材名簿の共有を行うなど、連携を図ることにより、より効率的・効果的な取組となるよう努めていただきたいとの趣旨である。

併せて、都道府県教育委員会と市区町村教育委員会との連携、教育委員会内における教職員定数担当部局と外部人材を活用する事業の担当部局との連携等により、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

問5-3 運動部活動と文化部活動の間で、部活動指導員の配置換えは可能か。

答 運動部活動と文化部活動の間で、部活動指導員の配置替えを行うことはできない。

なお、予算に余力がある場合には、年度途中に追加申請を設ける場合がある。

4 教保第 308 号
令和 4 年 4 月 4 日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

令和 4 年度京都市「部活動サポート」事業（外部指導者）に
係る実施意向調査について

別添実施要項に基づき実施しますので、実施意向がある場合は、必要書類を
下記により提出願います。

記

- 1 提出書類 意向調査票（様式 1）
- 2 提出期限 令和 4 年 4 月 20 日（水）
- 3 提出先 貴教育委員会を所管区域とする教育局あて
- 4 提出方法 電子メール

担 当	保健体育課学校体育係 貫井
T E L	0 7 5 - 4 1 4 - 5 8 6 7
e-mail	m-nukii08@pref.kyoto.lg.jp

令和4年度京都市「部活動サポート」事業（外部指導者）

実施要項

[市町（組合）立学校]

1 目的

公立学校の運動部活動において、地域人材と顧問等が適切に連携・協力し生徒の実技指導及び助言を行うことを通じて、運動部活動の活性化と適切な運動部活動指導に係る校内体制の構築を図る。

2 対象

府内市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）で、次のいずれかの運動部とする。

ア 専門的な指導のできる教員がいない運動部

イ 専門的な指導のできる教員はいるが、さらに活性化を目指す運動部

3 事業内容

(1) 派遣運動部予定数

70 運動部程度

(2) 派遣時間数

1 外部指導者あたり年間 65 時間程度

(3) 派遣期間

外部指導者の保険加入日の翌日 ～ 令和5年2月28日

4 開始手続

(1) 派遣を希望する市町（組合）教育委員会は、意向調査票（様式1）を京都府教育委員会に提出する。

(2) 京都府教育委員会は、意向調査票の内容に基づき、予算の範囲内で配置部活動及び派遣時間数を決定の上、該当市町（組合）教育委員会に通知する。

(3) 該当市町（組合）教育委員会は、別に定める日までに保険加入依頼書兼口座振込申出書（様式2）を京都府教育委員会に提出する。

5 実施報告

該当市町（組合）教育委員会は、事業終了後1週間以内に、実施完了報告書（様式3）を京都府教育委員会に提出する。

6 経費

- (1) 外部指導者に対する謝金は、予算の範囲内において京都府教育委員会が支出する。
- (2) 1時間当たりの指導者謝金は1,325円とし、交通費等の支給はしない。
- (3) 国庫補助の関係上、謝金の対象となる時間は、1日当たり
平日 4時間以内
休業日等 8時間以内 とする。

ただし、上記の時間に関わらず、運動部活動指針等に則った活動時間を設定すること。

- (4) 謝金の支払にあたり、該当市町(組合)教育委員会は、毎月、派遣日に属する月の翌月10日までに、活動実績簿(様式4)を京都府教育委員会に提出する。
- (5) 外部指導者に対する保険加入手続きは、京都府教育委員会で行う。なお、当該部活動への指導は、保険加入手続き完了後とする。

7 校内指導体制の構築

学校は、次に掲げることを通して、適切な校内指導体制を構築すること。

- ア 外部指導者、顧問及び管理職間の連携
- イ 生徒の実状に応じた指導方針や部活動指導計画の立案による円滑な部活動運営
- ウ 運動部活動指導に関わる校内研修会の実施

8 その他

- (1) 外部指導者及び該当部活動の顧問は、京都府教育委員会が実施する運動部活動指導者セミナーに参加すること。(外部指導者については、謝金は支払わず、旅費は京都府教育委員会から支払う)なお、同セミナーについては、別途連絡する。
- (2) 本事業の実施に係り、学校現場での効果や課題等を把握し、より一層効果的な実践につなげるため、学校関係者及び外部指導者へアンケート調査を実施する。
- (3) 活動中に事故が発生した場合は、速やかに京都府教育委員会に連絡すること。
- (4) この要項に定める外部指導者は、平成29年4月1日に施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第4号)」に基づく部活動指導員ではないので、留意すること。
- (5) 学校長が外部指導者として不適切と判断した場合は、学校への派遣を認めないことがある。

(様式1) 市町(組合)教育委員会用

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

教育委員会名 _____

令和4年度京都市「部活動サポート」事業(外部指導者)
意向調査票

希望理由欄のア・イは、次のとおりです。

ア：専門的な指導のできる教員がない運動部

イ：専門的な指導のできる教員はいるが、さらに活性化を目指す運動部

※希望する順位の1位から順番に記入してください

学校名		同一校内の希望順位	位
運動部名		外部指導者申請者数	人
希望理由	ア	イ	
ア・イいずれかに ○を付け、具体的 な理由を記載			

学校名		同一校内の希望順位	位
運動部名		外部指導者申請者数	人
希望理由	ア	イ	
ア・イいずれかに ○を付け、具体的 な理由を記載			

※ 1枚に収まらない場合は、コピーしてください。